

介護保険制度の改悪を撤回し、公的支援の拡充を求める意見書（案）

政府は、「医療・介護総合法」に基づき多くの高齢者を介護サービスから除外し、利用者に大幅な負担増を押し付けるなど、公的介護保障を土台から掘り崩そうとしています。

今年度から、要支援1・2の人の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業に移し、介護専門職ではない住民主体のサービス提供とする「総合事業」を全自治体でスタートさせています。そうしたもとの、介護費用を抑制した自治体には財政支援を手厚くする仕組みや、介護保険料の3割負担も導入されたところです。

すでに昨年から国のモデルとして始まっている大阪府大東市では、「自立支援」の名で介護サービスからの「卒業」を強要する動きが強まり通所型サービスでは約5割の利用者が1年以内に「卒業」させられ、要支援1だった方がそれがきっかけで持病が悪化し、わずか4カ月後に寝たきりになってしまったという事例まで報告されています。

本来、住民同士の助け合いは、善意や自発的によるものにもかかわらず基本コンセプトに位置付け、法律で細かく規定することは、国や自治体が責任を負うべき「社会保障」を安上がりな医療・介護提供体制づくりの推進で縮小しようとするものであり、これまで以上の負担増やサービス縮小につながるものが懸念されています。医療、介護、障害者福祉などの公的サービスは、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に基づくものであり、住民同士の助け合いなどで代替できるものではありません。

よって本市議会は、負担を強いる一方で、無理やり介護卒業をさせるような介護保険制度の改悪は撤回し、公的な支援の拡充を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2017年 9月 日
摂津市議会

（日本共産党提出）